

京都市告示第 245 号

京都市嵯峨鳥居本町並み保存館条例第 2 条ただし書の規定に基づき、京都市嵯峨鳥居本町並み保存館の開館時間を次のとおり延長します。

平成 16 年 7 月 23 日

京都市長 榊本 頼兼

開館時間を延長する日時

平成 16 年 8 月 23 日（月）の午前 10 時から午後 9 時まで及び 24 日（火）の午後 4 時から午後 9 時まで

（都市計画局都市景観部都市景観課）